

## 青少年を性的対象として扱う図書類の 実態把握・分析を行います。

大阪府では、18歳未満の青少年を性的対象として扱う図書類等の状況についてまず、実態把握を行います。

把握した実態を検証・分析し、「大阪府青少年健全育成条例」での規制の必要性等を検討します。

### 実態の調査把握・分析

#### ① 図書類等の実態把握

- ・ 児童ポルノ（インターネット上の流通実態等）
- ・ 青少年を性的対象として扱う図書類等
- ・ 青少年性的視覚描写物
  - 18歳未満を対象としたこれらの図書類等の流通、区分陳列の状況等を把握
  - 有害図書類指定制度でどの程度規制できているか
  - 青少年がこれらの図書類等に接する機会がどの程度あるのか

#### ② 青少年育成関係者の課題認識の把握

- PTA、学校、教育学、児童福祉関係者、少年非行防止関係者、性教育関係者、思春期精神医療関係者 等
- 青少年に対して与える影響等

#### ③ 実態調査等を検証・分析した上で、規制の必要性等を検討するための基礎資料を作成（審議会を活用）

（参考）

#### ■ 大阪府青少年健全育成条例の現状

- 青少年の性的感情を著しく刺激する等、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類を有害図書類として指定
- 図書類の販売業者等は、有害図書類を青少年に販売、貸付、閲覧等させてはいけない
- 有害図書類を陳列する場合には、青少年が閲覧等できないように個別包装した上で区分陳列しなければならない
  - 描かれる対象の年齢区分なし 実在、非実在を問わない

#### 大阪府の運用状況

女性向けコミック誌の規制、ボーイズラブの規制検討

#### ■ 東京都条例改正案の概要（大阪府解釈）

- 児童ポルノをみだりに所持しない責務
- 児童ポルノ及び青少年を性的対象として扱う図書類等にかかる保護者、事業者の責務
  - ・ 保護者は青少年が上記図書類の対象にならないよう適切な保護監督や教育をする努力義務
  - ・ 事業者は事業活動に関し、13歳未満の青少年が青少年を性的対象として扱う図書類等の対象とならないよう努力する義務
- 児童ポルノ及び青少年性的視覚描写物のまん延防止に向けた事業者、都民の責務
  - ・ 青少年に対し、容易に閲覧等させない努力義務